

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第五十一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成十八年徳島県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。
第五条中「内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令」を「内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。